

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律等の一部を改正する法律

案(閣法第八号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、国際通貨基金、国際復興開発銀行、国際金融公社及び国際開発協会に対する加盟国の出資総額がそれぞれ増額されることとなるのに伴い、我が国のこれらの機関への出資額を増額するための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、国際通貨基金に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同基金に対し、三百八億二千五十万特別引出権に相当する金額(現行は百五十六億二千八百五十万特別引出権に相当する金額)の範囲内において出資することができる。

二、国際復興開発銀行に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同銀行に対し、従来の出資の額のほか、三十八億四千四百四十万協定ドルの範囲内において出資することができる。

三、国際金融公社に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同公社に対し、従来の出資の額のほか、二千百三十六万合衆国ドルの範囲内において出資することができる。

四、国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、三千三百四十五億八千四百二十二万円の範囲内において、出資することができる。